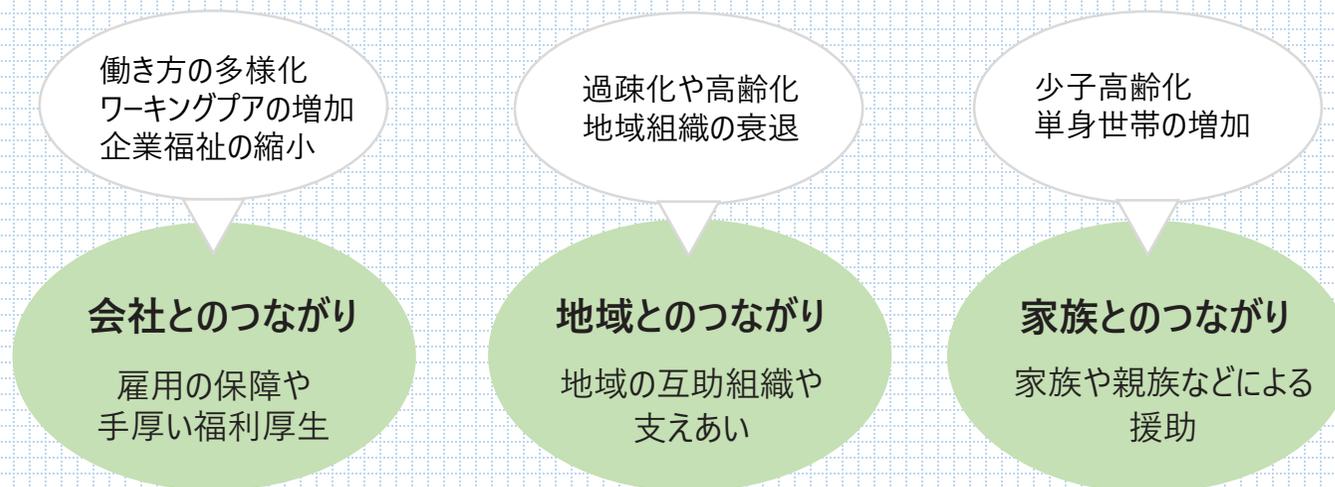


孤独・孤立対策の推進に向けた 取り組みについて

健康福祉部 健康福祉総合相談課

1. 孤独・孤立について（背景①）

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。**



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

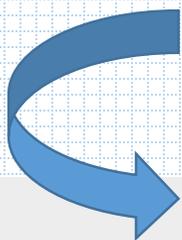
自殺者数の11年ぶりの対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

1. 孤独・孤立について（背景②）

○ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。

→ このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、必要な施策を着実に実施**するべく、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、対策を推進。



令和3年12月 孤独・孤立対策重点計画の決定
令和4年度 地方版官民連携プラットフォーム事業開始
令和4年7月 孤独・孤立相談ダイヤルの試行
令和5年5月 孤独・孤立対策推進法 成立



**孤独・孤立
対策推進法
令和6年4月施行**

1. 孤独・孤立について（孤独・孤立の状態①）

「孤独」

主観的概念であり、ひとりぼっちと感ずる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す



孤独と孤立は密接に結びついているが、

- ・孤立しているが孤独は感じていない
- ・孤立していないが孤独を感じている

ということもありうる。

「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人でいること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。



【孤独・孤立対策推進法における定義】

「孤独・孤立の状態」 ⇒ 孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

1. 孤独・孤立について（孤独・孤立の状態②）

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て

【悩みや困りごと】

- ・一人で育児は大変
- ・仕事と家庭の両立が難しい...など

風邪をひく

【孤独・孤立】

- ・頼れる人がいない
- ・子どもの面倒を見てくれる人がいない ...など

免疫力が低下している

【複雑化・深刻化】

- ・母子の健康状態の悪化
- ・不安による気持ちの落ち込み
- ・ネグレクト（育児放棄）...など

風邪が悪化して重症化

各種支援制度・相談窓口等による支援

- ・一人で抱え込むこと・悩みや困りごとの複雑化・深刻化を防ぐためには？
- ・孤独・孤立の状態にならないためには？

「予防」の観点



日常にある「**つながり**」が必要
(例：雑談できる相手、一緒に趣味を楽しむことができる仲間、気の合う人、自分のことを応援してくれる人)

約4～5割の人が孤独を感じている

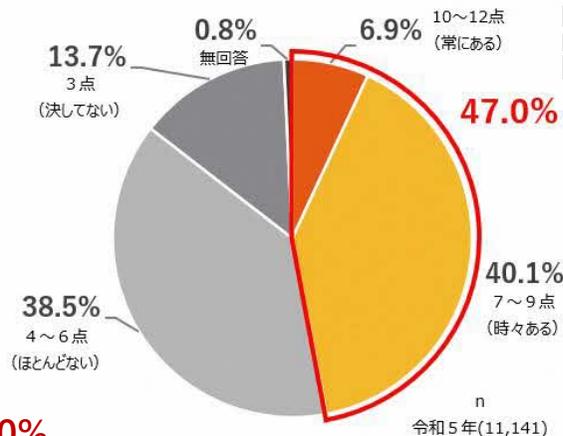
↓ 調査結果の詳細は ↓



問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

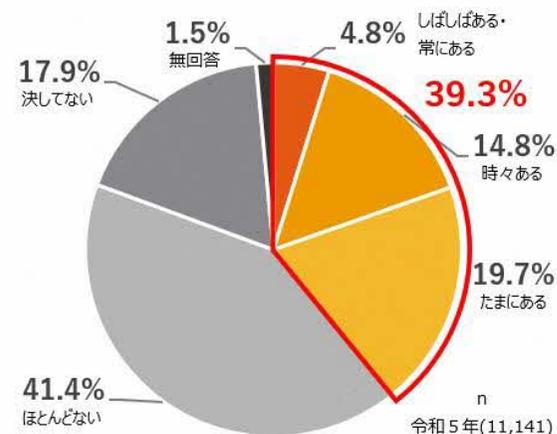
- | | |
|-----------|---------|
| 1. 決してない | 3. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 4. 常にある |



・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**47.0%**

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 決してない | 4. 時々ある |
| 2. ほとんどない | 5. しばしばある・常にある |
| 3. たまにある | |



・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が **39.3%**

※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

1. 孤独・孤立について（まとめ）

孤独・孤立の問題は
個人の問題ではなく社会
全体の問題。

孤独・孤立対策とは、
「つながりづくり」。
つながりは、あらゆる分野
で必要とされている。

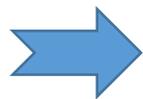
孤独・孤立に取り組む
必要性や対策は、福祉分野
だけのものじゃないんだ！



2. 孤独・孤立対策推進法-概要-①

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。（令和6年4月1日施行）



**「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる
社会」を目指す**

基本理念（第2条）

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 孤独・孤立対策推進法-概要-③

地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



国民の理解増進（第9条）

具体的には・・・

地方自治体における住民向けの啓発活動

相談支援（第10条）

具体的には・・・

相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制の整備

人材の確保（第12条）

具体的には・・・

福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する孤独・孤立に関する理解・知識習得促進・「つながりサポーター」の育成等

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修



具体の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

努力義務

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要

➡個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等の中で協議する場を設置

3. これまでの取り組み

総合相談窓口開設
(令和2年4月)



福祉サービス検索システム HP公開 (令和6年4月30日)

あらゆる問題を抱える当事者や
家族等へ包括的な支援や情報の提供

⇒福祉サービス検索システムの利用状況を分析し、より効果的な
支援情報の発信へ

3. 本市における推進体制について（イメージ）

孤独・孤立対策推進本部



孤独・孤立対策推進幹事会

- ・部局を横断する庁内連携体制の構築
各部署における課題や取り組み事項の集約
⇒今後の取り組み事項の決定
- ・枚方市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築
⇒孤独・孤立対策地域協議会構築

4. 今後のスケジュール

R6年度

第1回
孤独・孤対策推進本部、
研修会
【5月2日(木)】

各部署における課題や取り組み
事項について集約。

⇒本部会議で共有化した上で、
今後の取り組み事項を決定。

4

次年度に向けた取り組みの
実施・検証等



「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」へ